

大使館便り

第219号 令和3年6月9日
在ポルトガル日本国大使館

1. 牛尾大使からのご挨拶

新型コロナウイルス対策としての各種活動の制限措置に関して、本年3月中旬から始まった段階的な措置緩和が、その後も概ね計画どおりに進められております。6月14日以降8月末までの更なる二段階の緩和計画も発表されました。当局によるワクチン接種も進展しており、6月7日時点で60歳以上の人口の約95%が少なくとも1回の接種を行った由です。しかし、明るい話ばかりではなく、最近の感染件数が地域によっては明らかに増加しつつあること（全国で平準しても実効再生産数（Rt）は1.0以上）、英国当局がいわゆるグリーン指定国からポルトガルを除外したことなども見聞されます。ポルトガル当局は国民に向けて、今後も慎重さを保ち各個人・各組織で必要な感染防護をしかと行い続けるべき旨を呼びかけており、やはり、まだ油断は禁物なのだと思います。

当館でも感染防護策には細心の注意を然るべく払いながら、本使公邸での活動も再開しました。その中でも、去る5月28日に行いましたクリスティーナ・カステル・ブランコ造園歴史教授に対する外務大臣表彰伝達式は特筆に値します（下記3（2）に概要）。

本年前半EU議長国を務める当国任期もいよいよ今月で最終です。海洋関係に重点を置きラストスパート中ですが、どんな引き継ぎを行っていくのか、しっかり見守りたいと思います。

2. 政治・経済関係

（1）レベロ・デ・ソウザ大統領、世界ポルトガル語の日を祝うスピーチ

5月5日、UNESCOが定めた世界ポルトガル語の日を迎えました。レベロ・デ・ソウザ大統領は、同記念日を迎えたことを受け、「我々がポルトガル語を話す際、何故誇りを感じ、特別な喜びを感じるのだろうか。それは話者数と多様性故である。我々の言葉は、2億6,000万人もの人々によって共有されている。ポルトガル語は、公用語及び母語として、様々な国の人々により、書き、話し、働き、そして疑問や感情、苦悩を表現するために毎日利用されている。ポルトガル語は常に連帯、友情、愛情、議論の表現を与える言葉である。ポルトガルは寛容な言葉であり、ポルトガル語を話す国々へ訪問する人々や仕事や新天地を求める人々を歓迎している。ポルトガル語は常に存在する言語である。様々な訛りや多様性は同じ価値を有している。」とポルトガル語の多様性を評価しました。また、同日にはポルトガル語の日を祝う式典がオンラインで開催され、フランシスコ・リベイロ・テレス／ポルトガル語圏諸国共同体（CPLP）事務局長が「2019年に、ポルトガル語の日が制定されて以来、5月5日がポルトガル語を公用語とする国々にとり特別な日となった。CPLP加盟国はポルトガル語を通じた歴史的繋がりがあり、また、文化・言語の多様性を認めながら発展してきた。」と2度目の記念日を祝いました。

(2) ポルトでEU首脳会合が開催

5月7日及び8日、ポルトでEU首脳会合が開催されました。7日にはEUソーシャルサミット・ハイレベル会議が開催され、8日には非公式欧州理事会及びEU・インド首脳協議が開催されました。今般首脳会合はEU議長国であるポルトガルのイニシアティブにより、欧州理事会議長、欧州委員長、欧州外交安全保障政策上級代表及び加盟国全首脳が出席（但し、一部オンライン出席）する初の拡大会議となりました。コスタ首相は8日の会見で「ポルト宣言のうち、社会権及び繁栄に関する明確な確認ができ、これらはグリーン及びデジタル移行に不可欠である他、社会対話の重要性、ソーシャル・ピラーの実施の継続に断固たる決意を確認できた。欧州理事会は社会不平等、差別の減少にコミットした他、特に若者（ユース）政策へ焦点を当てた。若者が雇用へのアクセスを持つことが重要である。具体的な目標を手にした今、ソーシャル・ピラーがあらゆるEU政策の核となり、EU機関間で連携できるよう望む。」と一連の会議を評価しました。

(3) アソーレス諸島でアトランティック・センターが竣工

5月14日、アソーレス諸島テルセイラ島で、アトランティック・センターの竣工式が行われました。同センターはポルトガル政府のイニシアティブの下、16カ国が参加する大西洋の防衛能力構築等を目的とした多国間の組織を横断する研究拠点となります。竣工式にはゴメス・クラヴィーニョ国防大臣が参加し、同大臣は「本センターの開設は最初にアゼレド・ロペス・ポルトガル前国防大臣によって提案され、他の参加国より、非常に積極的に、且つ即座に、深い満足をもって受け止められた。本日、我々は歴史上初めての、大西洋諸国を結びつける先駆的センターの開設を祝している。我々が本センターを通じて提案するのは、大西洋の平和と安定を支援する新しい視点とフロントラインであり、我々のみならず、多くの国々にとって非常に重要なものである。本センターを通じて、これまで行われていなかった全ての大西洋諸国間の政治的対話が可能となるのみならず、大学、研究機関、各国軍間の知見の共有や能力開発及び訓練が行われる。」と同センターの設置意義を述べました。同センターは、①シンクタンクとしての機能、②政治的対話の為のプラットフォーム、③防衛能力開発の3つの分野での運用が期待されます。

(4) インテルキャンパス社の世論調査－5月

5月17日、ジョルナル・デ・ネゴシオス紙は、インテルキャンパス社が実施した世論調査結果を発表しました。新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、与党・社会党（PS）の支持率は37.9%（前月比1.7ポイント増）に増加し、最大野党・社会民主党（PSD）の支持率は21.7%（同1.6ポイント減）と先月から減少しました。PSとPSDの支持率の差は16.2ポイント（前月比3.3ポイント増）に増加しました。その他主要政党では、シェーガ党（CH）と左翼連合（BE）及びリベラル主導等の支持率が減少し、統一民主連合（CDU）及び自由党（Livre）の支持率が増加しました。同社による最近の政党別支持率は以下のとおりです。

（政党別支持率推移）

政党	12月	1月	2月	3月	4月	5月
社会党 (PS)	38.0	38.0	37.6	37.6	36.2	37.9
社会民主 (PSD)	23.6	24.1	24.7	23.6	23.3	21.7
シェーガ党 (CH)	7.7	9.1	7.3	9.0	9.4	8.3
左翼連合 (BE)	7.3	9.1	8.2	8.3	9.4	8.3
統一民主連合 (CDU※)	5.4	5.7	5.8	5.5	5.2	5.5
人と動物と自然の党 (PAN)	3.4	3.6	3.1	2.5	4.8	4.8
リベラル主導党 (IL)	4.5	3.8	5.6	5.3	5.0	4.2
民衆党 (CDS)	3.2	2.3	2.7	2.3	3.1	2.9
自由党 (Livre)	0.9	0.2	0.7	0.7	0.4	1.3

※ポルトガル共産党 (PCP)・緑の党 (PEV) の連合

(5) コスタ首相、アフリカ各国首脳と会談

5月18日、コスタ首相は、「アフリカ経済の資金調達に関するフランス主催首脳会合」に参加しました。コスタ首相は、アフリカ各国の債務返済モラトリアムに関し、「今次首脳会議は、新型コロナウイルスによる緊急事態対応だけでなく、アフリカ大陸における構造的発展のために、EU・アフリカ諸国間での新たな協力形態を見出す上で非常に重要である。ポルトガルはすでに、ポルトガル語圏であるカーボベルデ及びサントメ・プリンシペの二カ国の債務モラトリアムを承認した。他の国についても検討中である。」とこれまでのポルトガルの役割を強調しました。また、コスタ首相は、同会議に参加したアンゴラ、エジプト、チュニジア、モザンビークの各首脳とそれぞれ二国間会談を行い、各国との関係について議論を交わしました。

(6) 災害事態宣言の延長及び段階的制限措置緩和の進展

5月27日、政府は閣議で5月30日を期限としていた災害事態宣言を6月13日まで延長する旨決定しました。また、6月2日の閣議では、6月14日及び28日以降の更なる制限措置の緩和が決定され、テレワーク義務化の解除や飲食店の営業時間延長が盛り込まれました。一方でこれらの緩和措置は、人口あたりの感染者数が解除の基準となり、人口当たり感染者数が多い地域では制限措置が維持されます。国内各地で段階的制限措置の緩和が進むものの、一人の感染者が何人に再感染させるかを示す実効再生産数(1.0を超えると拡大傾向となる)が、全国で1.0を超えており、ヴィエイラ・ダ・シルヴァ閣議大臣は「感染が増加に転じるリスクを直視すべきであり、個人のより一層の慎重な振る舞い、地域的にメリハリのある感染検査の強化等、必要な措置を取らなければならない」と注意を喚起しました。

3. 広報・文化関係

(1) イベント

●田中紅子監督による“リスボン音頭”

現在、パンデミックの影響により実地の文化交流が難しい状況にある中、リスボン在住のアーティスト田中紅子氏の監督により、篠笛のメロディーと和太鼓のリズムに乗せて一連のリスボン

風物を綴った“リスボン音頭”が完成しました。

あらためてリスボンの素晴らしい街並みを思い起こし、やがて私たちの気持ちをこの音頭にのせて、再び踊り喜びを分かち合えるようにとの思いを込めて作られました。歌詞中のフレーズは、SNS上で「リスボンの思い出」として募集したものをもとにしています。

なお、本事業は、当館支援による在外公館文化事業（共催事業）として実施したもので、多くの皆様にご視聴いただければ幸いです。

- ・“リスボン音頭”URL：<https://www.youtube.com/watch?v=mHJs7WEYypI>
- ・監督/作詞/映像：田中紅子
- ・作詞アドバイザー：藤原陽子
- ・作曲：朋郎（太鼓・内藤哲郎 / 篠笛・武田朋子）
- ・ポルトガルギター：Múcio Sá
- ・唄い手：菅 知子
- ・写真提供：José Manuel Costa

●第17回ポルトガル日本語教師会オンライン勉強会

ポルトガル日本語教師会では、月に1回（原則第2月曜日）、日本語教育に携わる人向けの勉強会を行っております。『日本語教師のためのCEFR』を読み進め、質問・コメントを出しながら、勉強しています（CEFRとは Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment の略で、言語教育に関わるすべての人が言語学習・言語教育などに関して参照するためのガイドライン）。

ご興味のある方は是非、ご参加ください。「聞くだけ」の参加も大歓迎です。詳細はポスターをご覧ください。

－お問い合わせ: apjppjapones@gmail.com（APJP ポルトガル日本語教師会）

第17回ポルトガル日本語教師会オンライン勉強会

第4章

CEFRが考える言語能力

2021.6.14 **junho** 10:30-11:30

ポルトガル日本語教師会Zoomアカウント

今勉強会で読んでいるところ

6月は第4章 CEFRが考える言語能力（54ページ）

「Q.23「Can Do（～ができる）」という表現で
能力が記述されているのはなぜですか？」

事前の予習は不要で、その場で当日のテキストを音読するところから始めます。
もちろん予習して下さっても構いません。下記の本を各自ご準備下さい。
本の入手が間に合わない場合には、どうぞご相談ください。
毎回参加者が交代で司会をします。「聞くだけ」の参加も歓迎です。
興味のある回だけ参加することも可能です。

今勉強会で読んでいる本

くろしお出版「日本語教師のためのCEFR」

奥村 三菜子(編集), 櫻井直子(編集), 鈴木裕子(編集)

単行本（ソフトカバー）：200 ページ

出版社: くろしお出版 (2016/6/3)

言語: 日本語

ISBN-10: 4874247016 / ISBN-13: 978-4874247013

お問い合わせ：ポルトガル日本語教師会 appjapones@gmail.com

(2) 報告

●クリスティーナ・カステル・ブランコ造園歴史教授に対する外務大臣表彰

5月28日、日本大使公邸にて、クリスティーナ・カステル・ブランコ造園歴史教授に対する外務大臣表彰伝達式が行われました。

クリスティーナ・カステル・ブランコ教授は、日本庭園の研究を通してポルトガルにおいて日本文化を普及するとともに、『フロイスの見た日本の庭園・都市・景観』などの著作を通じ日本・ポルトガル間交流に貢献されるなど、両国の友好親善に寄与されてきました。伝達式では、同教授の長年の功績を称え、牛尾大使より、日ポ修好160周年の節目の年である2020年に正式発表された外務大臣表彰をこの度伝達できることを大変嬉しく思う旨、挨拶がありました。

また、クリスティーナ・カステル・ブランコ教授からは、ルイス・フロイスなど日ポ交流に偉大な足跡を残した先人には及ばないが、これまでお力添えをいただいた諸先生方、友人、同僚たちとこの榮譽を分かち合いたい。そして、偉大な日本の文化・茶の湯の精神に沿い、ご列席いただいた皆様方に、本日一緒できた一期一会に対し心よりお礼申し上げるとの答辞がありました。

なお、今般伝達式は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、ご本人のための希望のご家族・ご友人のみを少人数ご招待の上で、実施いたしました。



(3) お知らせ

●「2021年度国際ユース作文コンテスト」

公益財団法人「五井平和財団」の主催により、2021国際ユース作文コンテストが行われます。テーマ、URLは以下のとおりです。詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

テーマ：「いのちって何？」

締切：2021年6月15日（火）必着

募集要項等：<https://www.goipeace.or.jp/ja/work/essay-contest/>

お問い合わせ：essay@goipeace.or.jp / +81-3-3265-2071

●「まるごと (A1) 日本語オンラインコース」のポルトガル語版自習コースの開講

国際交流基金の日本語学習サイト「みなと」に「まるごと日本語オンラインコース (A1)」の解説言語としてポルトガル語が新たに加わりました。

本コースは、インタラクティブなeラーニング教材で、コミュニケーションのための日本語（聞く、話す、読む、書く）を総合的に学ぶことができます。

下記URLをご参照ください。

URL：<https://www.fundacionjapon.es/jp/Actividades/Lengua-Japonesa/evento/222/marugoto-online-portugues>

●広報文化班より

今後、当館主（共）催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、cultural@lb.mofa.go.jpまでご連絡下さい。

4. 領事関係

(1) 新型コロナウイルス感染症について

ア 新型コロナウイルスは風邪と同様にせきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、うがい、咳エチケットの徹底、公共交通機関や閉鎖空間でのマスクの着用、なるべく人混みを避ける等の基本的な感染症対策につとめてください。日頃から保健総局のホームページや報道等により最新の情報を入手するようつとめてください。また、大使館ホームページにも関連情報を掲載していますのでご利用ください。

〈参考〉

ポルトガル政府ホームページ (ポルトガル語)

<https://www.portugal.gov.pt/pt/gc22>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

ポルトガル保健省保健総局新型コロナウイルス総合ページ

<https://www.dgs.pt/corona-virus>

内閣官房ホームページ

<https://corona.go.jp/>

厚生労働省ホームページ (日本語)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

イ なお、新型コロナウイルスに係る東洋人に対する風評被害 (感染者であるかのごとく扱われる被害) 等について、お心あたりのある方は、当館領事班へご連絡下さるようお願いいたします。

(2) 日本へ (一時) 帰国をお考えの方へ

ア 現在、日本政府は、全ての入国者・再入国者及び帰国者に対し、出国前72時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、入国時の検査を実施しており、この措置は当分の間継続されます。4月19日からは、検疫における同検査証明の確認が一層厳格化されることになり、厚生労働省が有効と認める検査検体及び検査方法以外による検査証明は、空港の検疫所及び航空会社により無効なものとして取り扱われますので、十分ご注意ください。なお、上記検査検体及び検査方法等を確認する方法として早見表が、また、検査証明書に関するQ&Aも作成されましたのでそれぞれ以下のリンクからご確認ください。

早見表：<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100178120.pdf>

Q&A：<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100178118.pdf>

イ このたび、上記検査証明書の様式が多言語化され、以下のリンクからポルトガル語版 (英語併記) も利用が可能となりました。依然、任意の様式の利用も可とされていますが、その場合は、航空機への搭乗や本邦入国時の内容確認において時間がかかるほか、内容によっては搭乗が拒否されたり、検疫法に基づく入国拒否となるおそれもありますので、極力指定の様式をご利用ください。同様式での証明が行える当国内の医療機関・検査機関のリストも当館ウェブサイトに掲載しています。

ポルトガル語/英語版検査証明書：<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100178203.pdf>

医療機関・検査機関リスト：<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100178283.pdf>

ウ 入国時、14日間の公共交通機関不使用並びに自宅又は宿泊施設での待機、位置情報の保存、保健所等から位置情報の提示を求められた場合の対応に関する誓約書の提出は引き続き求められています。

(3) 領事出張サービスの実施

当館では、ポルト市近辺に在留、在勤する邦人の皆様への便宜を図るため、以下1. の日程で領事出張サービスを実施予定です。当日ご利用いただける内容は、同3. のとおりとなりますので、利用を希望される方は、当館領事班までご連絡ください。なお、感染症拡大の状況を受け、完全予約制とさせていただきますので、予めご了承ください。（原則として、ご連絡いただいた順に予約を承ります。）

1. 日時：2021年6月17日（木）

午前9時から12時、午後1時半から5時

2. 会場：HF Ipanema Park Hotel（ロビーに案内掲示あり）

Rua de Serralves, 124, 4150-702 Porto

(+351) 225-322-121

3. ご利用内容

在外選挙人登録、在留届・変更届、旅券（パスポート）の申請または交付、各種証明書（在留証明、署名証明、出生・婚姻等身分事項証明、翻訳証明、警察証明等）の申請・交付、出生・戸籍・国籍関係の届出、その他各種相談

(3) 日本国内の空港における税関検査上電子申告ゲートの導入

昨年、日本国内の6空港（成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港及び新千歳空港）において、税関手続の円滑化を図ることを目的として、税関検査場電子申告ゲートが導入されました。同ゲートの利用はIC旅券保持者に限られますが、人と人の接触を軽減するものでもあり、新型コロナウイルス感染症対策としても推奨されています。ご利用に当たっては、あらかじめ、以下のリンクから税関申告アプリをダウンロードいただきますようお願いいたします。

<https://itunes.apple.com/jp/app/id1454991621>

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.customs.EGateMobile>

(4) 2021(令和3)年度の手数料（2021年4月1日改定）

【旅券関係】

10年有効旅券の発給	132.00ユーロ
5年有効旅券の発給	91.00ユーロ
同（12歳未満）	50.00ユーロ
記載事項変更旅券の発給	50.00ユーロ
旅券の査証欄の増補	21.00ユーロ

帰国のための渡航書の発給	21.00ユーロ
【各種証明関係】	
在留証明	10.00ユーロ
出生、婚姻、戸籍関係証明	10.00ユーロ
翻訳証明	36.00ユーロ
署名証明	14.00ユーロ
在留届出済証明	17.00ユーロ

(5) 安全の手引き

当館ホームページに掲載している「安全の手引き」を更新しました。日常の安全管理にお役立て下さい。

<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100156339.pdf>

(6) 在留届に関するお願い

近年、海外で生活する日本人が急増し、このため海外で事件や事故等思わぬ災害に巻き込まれるケースが増加しています。万一、在留邦人の皆様がこのような事態に遭われた場合には、日本国大使館や総領事館は「在留届」を基に皆様の安否確認や援護活動を行っています。

また、大規模事件・事故、テロ事件、大規模自然災害などの緊急事態発生時、「在留届」を提出いただいた方々には、安全に係る情報を提供しております。

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3ヶ月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務づけられています。もし、皆様のご友人・知人で「ポルトガル」に居住しているが、まだ在留届を提出していない方がおられましたら、届出を行うようご案内下さい。

また、ポルトガル国内で転居、日本への帰国、他国への転出等、在留届の届出事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を下記領事班までにご連絡いただきますようお願いいたします。

(7) 第三国出国の際の「たびレジ」登録のお願い

在留届を提出されている在留邦人の皆様は、普段は海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録する必要はございません。しかし、休暇、出張等、第三国にお出かけの際には、是非「たびレジ」の登録をお願いいたします。「たびレジ」に登録すると、渡航先の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届きます。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行を含め大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急連絡のメールが届き、安否の確認や必要な支援などを受けることができます。

登録はこちらからお願いします→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(8) 海外に住んでいても、国政選挙への投票が可能に！

在外投票を行うには、在外選挙人名簿に登録し、あらかじめ在外選挙人証を取得しておく必要があります。在外選挙登録申請手続きについては以下のリンク先をご参照下さい。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

(9) マイナンバーカードの取得について～海外から帰国したら～

ア あらゆるモノやサービスがインターネットでつながるこれからの時代において、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするためには、安全で確実な本人確認ができることが大前提になります。マイナンバーカードは、そのような時代に不可欠な本人確認ツールであり、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

イ マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、顔写真入りの公的な身分証明書です。また、マイナンバーカードを持っていると、役所に行かなくてもお近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できます。毎日朝6時半から夜11時まで利用でき、役所の窓口で手続をするよりも手数料が安くなる市区町村もあります(※市区町村によって手数料・サービス内容が異なります。)。また、マイナンバーカードを用いてe-Taxによる確定申告をはじめ色々な手続や契約を行うことも可能です。2021年3月からは、マイナンバーカードは健康保険証としても使えるようになりました。病院や薬局の受付でカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、カードのICチップによりオンラインで保険資格の確認ができます。2021年3月の利用開始時点で全国の医療機関や薬局の6割程度においてまた、令和5年(2023年)3月末にはおおむね全ての医療機関や薬局においてカードリーダーが導入される予定です。

ウ マイナンバーカードが健康保険証として機能するので、就職や転職、引っ越しをした場合でも保険証の切替えを待たずにマイナンバーカードで医療機関の受診や薬局での受付ができる他、高額療養費の限度額認定証や高齢者の方の高齢者受給者証など健康保険証以外の書類の窓口への持参が不要になります。このように、マイナンバーカードを持つと本人活用が必要になる様々な手続きの場面で利便性が高まるといえます。

エ カードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くようお願い申し上げます。

(10) 当館領事業務へのご意見募集

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からのご意見を募集しています。些細な事柄でも結構ですので、ご意見・ご要望等があれば、お気軽に下記領事班あてにE-mailにてご連絡下さい。

在ポルトガル日本国大使館(領事班)

住所：Avenida da Liberdade 245-6 1269-033 Lisboa

TEL：21-311-0560 FAX：21-354-3975 E-mail：consular@lb.mofa.go.jp